

麻薬譲受証(麻薬小売業者)

- ・麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲渡証と麻薬譲受証の交換が必要です。
- ・麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲受証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- ・麻薬譲受証は、麻薬小売業者の責任において作成してください。

記入例

麻 薬 譲 受 証					
〇〇年〇〇月〇〇日					
譲受人の免許証の番号	第〇〇-〇〇号	譲受人の免許の種類	麻薬小売業者		
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)	【開設者が法人の場合】 株式会社△△ 代表取締役 □□ □□ 【開設者が個人の場合】 〇〇 △△ 個人印				
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏 名	印	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地	〇〇市～～			
	名称	〇〇薬局			
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考	
MSJリチウム錠 10mg	100 錠	2 箱	200 錠		

(注意)

余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載すること。

《小売業者》

法人にあつては代表者印又は麻薬専用印(※)を押印してください。
※ 他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料用の印を除きます。

例)

株式会社△△
□□薬局
麻薬専用之印

株式会社△△
□□薬局
麻薬・覚醒剤
原料専用之印